改定日　　2024 年 10 月 1 日

取締役候補者の選定に係る基本方針

（目的）

第１条　本基本方針は、ソニーフィナンシャルグループ株式会社（以下、「当社」という）の取締役候補者の選定に関する方針を定めるものである。

（取締役候補者の選定に関する基本方針）

第２条　当社の取締役候補者は、次に掲げる各事項を充足する者とする。

ⅰ）保険業法、銀行法その他の関連法令や監督指針で示されている経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験と、十分な社会的信用を有すること

ⅱ）保険業法、銀行法および会社法に定める欠格事由に該当しないこと

ⅲ）取締役に相応しい倫理観と遵法精神を有し、また品格・人望を備えていること

ⅳ）ソニーフィナンシャルグループ（以下、「当社グループ」）の持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、取締役会の構成員として自由闊達で建設的な議論を積極的に行い、十分な判断力をもって経営戦略を決定できる資質を有すること

ⅴ）当社グループと競合関係にあると認められる他社の役職員ではないこと

（社外取締役候補者の選定に関する基本方針）

第３条　当社の社外取締役候補者は、前条に掲げる各事項に加え、次に掲げる各事項を充足する者とする。

ⅰ）企業経営、リスク管理、法務、会計、財務、金融等いずれかの分野における豊富な知識・経験を有すること

ⅱ）経営全体を俯瞰して本質的な課題やリスクを把握し、自らの知見に基づき経営陣に対して率直に意見表明を行うことができること

ⅲ）以下に掲げる独立性基準を満たすこと

１．　会社法の社外性要件、および東京証券取引所の定める独立役員としての基準

２．　次に掲げる基準

①　当社グループを主要な取引先とする者（その者が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、2）

②　当社グループの主要な取引先（その取引先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、2）

③　当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等でないこと（※3）

④　当社グループの主要株主（その主要株主が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、4）

⑤　当社グループが主要株主である法人の業務執行者でないこと（※4）

⑥　当社グループから多額の寄付を受けている先（その寄付を受けている先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、5）

⑦　就任前の３年間において、上記①～⑥を満たすこと

⑧　就任前の 10 年以内のいずれかの時において、当社の親会社または兄弟会社の業務執行者であったことがないこと

⑨　上記①～⑧を満たさない者（重要な者（※6）に限る）の配偶者または 2 親等内の親族でないこと

※1　「法人等」とは、法人や組合等の団体をいう。

※2　「主要な取引先」とは、直前事業年度および過去 3 事業年度における当社グループとの取引による支払額または受取額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の 2%以上を占める者とする。

※3　「多額の金銭」とは、過去 3 事業年度の平均で、対象者が個人の場合は年間 1,000 万円以上、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の 2%以上であることをいう。

※4　「主要株主」とは、最新の株主名簿において総議決権の 10%以上を保有する株主をいう。

※5　「多額の寄付」とは、過去 3 事業年度の平均で、年間 1,000 万円以上または寄付先の連結売上高もしくは総収入の 2%のいずれか大きい額以上であることをいう。

※6　「重要な者」とは、役員・部長またはこれらに準じる権限を有する業務執行者をいい、会計専門家または法律専門家等については、公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

（監査委員会の委員となる取締役候補者の選定に関する基本方針）

第４条　当社の監査委員会の委員となる取締役候補者は、第２条に掲げる各事項に加え、次に掲げる各事項を充足する者とする。

ⅰ）保険業法、銀行法その他の関連法令や監督指針で示されている、取締役および執行役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験と、十分な社会的信用を有すること

ⅱ）企業経営、リスク管理、法務、会計、財務、金融等いずれかの分野における豊富な知識・経験を有すること

ⅲ）経営全体を俯瞰して本質的な課題やリスクを把握し、自らの知見に基づき経営陣に対して率直に意見表明を行うことができること

（社外取締役の再選回数）

第５条　再選のための社外取締役の指名委員会による指名は５回を上限とし、それ以降の指名は取締役会の意見を踏まえ、指名委員会が決議する。ただし、いかなる場合でも、社外取締役の再選回数は８回を超えないものとする。

（改廃）

第６条　本基本方針の制定および改廃は指名委員会の決議による。

（所管部）
第７条　　本基本方針の所管部は人事部とする。

（施行）
第８条　本基本方針は、2024 年 10 月 1 日より施行する。

附則

（社外取締役の再選回数にかかる特則）
第１条　　2024 年 10 月 1 日付の本基本方針の改定により新設された第 5 条（社外取締役の再選回数）の適用に関し、改定日時点における当社の社外取締役（2024 年 10 月 1 日付の委員会等設置会社移行により社外監査役を退任し社外取締役に就任した者を含む）のうち、過去の当社における社外取締役または社外監査役としての通算在任年数が 2024 年 10 月 1 日時点で 5 年を超える者は、第 5 条の定めにかかわらず、通算在任年数が 12 年を超えない範囲において再選可能とする。

以　上